

# 石川県公報

令和2年12月8日

第13364号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

公 告		監 査 委 員	
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	1	○定期監査結果公表	1
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	1	○財政的援助団体等監査結果公表	3
		○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	4

## 公 告

### 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和2年12月9日から令和3年1月13日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年12月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
高階第2地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	七尾市農林水産課

### 道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年12月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字川尻ツ57番3、河北郡津幡町井上の荘五丁目84番の一部、農道及び水路の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 35.56m	神奈川県横浜市神奈川区大口仲町38番地8 道井 勤	令和2年11月25日

## 監 査 委 員

### 定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準(令和2年石川県監査委員告示第1号)に準拠して実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年12月8日

石川県監査委員 焼 田 宏 明  
 同 増 江 啓  
 同 山 本 次 作  
 同 奥 村 豊 美

## 記

## 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

## 2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

## 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

## 4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
小松商業高等学校	令和2年10月29日	令和元年8月1日～ 令和2年7月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
松任高等学校	令和2年11月4日	令和元年9月1日～ 令和2年8月末日	〃
白山警察署	〃	〃	〃
石川障害者職業能力開発校	〃	〃	〃
寺井高等学校	令和2年11月9日	〃	〃
小松瀬領特別支援学校	〃	〃	〃
小松特別支援学校	〃	〃	〃
大聖寺警察署	〃	〃	〃
大聖寺高等学校	〃	〃	〃
錦城特別支援学校	〃	〃	〃
野々市明倫高等学校	令和2年11月10日	〃	〃
明和特別支援学校	〃	〃	〃
加賀高等学校	〃	〃	〃
小松産業技術専門校	〃	〃	〃
南加賀保健福祉センター 南加賀保健所	〃	平成31年4月1日～ 令和2年3月末日	〃
九谷焼技術研修所 九谷焼技術者自立支援工房	令和2年11月13日	令和元年9月1日～ 令和2年8月末日	〃
能美警察署	〃	〃	〃
小松警察署	〃	〃	公用車の交通事故が発生していた。 交通事故防止を推進しなければならぬ機関であり、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。

金沢泉丘高等学校	令和2年11月16日	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢城・兼六園管理事務所	〃	〃	〃
金沢中警察署	〃	〃	〃
金沢西警察署	〃	〃	公用車の交通事故が2年連続で発生していた。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
羽咋工業高等学校	令和2年11月20日	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
津幡警察署	〃	〃	〃
金沢東警察署	〃	〃	〃
総合看護専門学校	令和2年11月25日	〃	〃
金沢桜丘高等学校	〃	〃	〃
石川四高記念文化交流館	〃	〃	〃
北部家畜保健衛生所	〃	〃	〃
七尾産業技術専門校 能登産業技術専門校	〃	〃	〃
七尾警察署	〃	〃	〃
小松工業高等学校	令和2年11月27日	令和元年8月1日～ 令和2年7月末日	〃
小松明峰高等学校	〃	令和元年9月1日～ 令和2年8月末日	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年12月8日

石川県監査委員 焼 田 宏 明  
同 増 江 啓  
同 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和元年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人能登原子力センター	令和2年10月29日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川県臓器移植推進財団	〃	〃
ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体	〃	〃
一般社団法人石川県金沢食肉公社	〃	〃
加賀商工会議所	令和2年11月9日	〃
学校法人鶴来学園	令和2年11月10日	〃
株式会社岸グリーンサービス	令和2年11月25日	〃
七尾海陸運送株式会社	〃	〃
柿本商会・石垣メンテナンスグループ	令和2年11月26日	〃
ナカダ・クラフトプロジェクト	〃	〃
株式会社トスマク・アイ	〃	〃
一般財団法人石川県県民ふれあい公社	〃	〃
学校法人北陸大谷学園	令和2年11月27日	〃

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県教育委員会から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年12月8日

石川県監査委員 焼 田 宏 明  
同 増 江 啓  
同 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

(別 紙)

七 東 高 第 74 号  
令和2年11月16日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和2年10月29日付け石監査第458-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
生産物の売払収入事務において、売払代金の一部が長期間調定されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう適正な会計処理に十分注意すること。	七尾東雲高等学校	指摘のありました事項については、今後このようなことがないよう、遅滞なく調定するため学校全体で確認する体制を整備し、適正な会計処理を行うよう徹底しました。